

報 告

日本におけるウクライナ避難民の 受入れ・支援をめぐる現状と課題

遠藤 理恵 名城大学大学院博士後期課程

キーワード：ウクライナ避難民，受入れ支援

2022年2月24日にロシアがウクライナに対する軍事行動を開始したことを受け、同年3月から日本でもウクライナ避難民の受入れが始まった。政府主導で行われているウクライナ避難民の受入れは、とりわけ、日本国内に身寄りのない避難民の積極的な受入れに踏み切ったという点で、これまでにない取組がなされている。日本政府に加えて、地方自治体や民間団体を含む幅広い支援主体が支援を表明していること、さらに政府がこれらの支援主体と積極的に連携を試みているということも注目に値する。ウクライナ避難民の受入れと支援を考える上では、「補完的保護」の導入により、ウクライナに限らず、戦争や内戦を逃れてきた外国人に対して、条約難民に準じた保護を与えることが必要であると考えられる。

1 はじめに

本稿は、2022年3月から始まった日本におけるウクライナ避難民の受入れと支援について、特筆すべき点を論じることを主目的とする。今回のウクライナ避難民の受入れは、始まりから現在に至るまで、受入れ・支援の両面において政府主導で行われており、とりわけ、日本国内居住者によるウクライナ国内ないしはその周辺国からの招へいを基本としつつも、日本国内に身寄りのない避難民の積極的な受入れに踏み切ったという点で、これまでにない取組がなされている。また、日本政府に加えて、地方自治体や民間団体を含む幅広い支援主体が支援を表明していることを踏まえ、政府がこれらの支援主体との間で金銭、物資、住居、就労その他生活支援においてネットワークを構築し、連携を試みているという点にも注目する。これらの内容については、政府機関のホームページやプレスリリースなどの一次資料に基づき、できる限り客観的な記述を試みた。

本稿は、常に変化するウクライナ避難民支援の現状、とりわけその特徴を正確かつ客観的に記録することで、今後の国際的保護を求める外国人の受入れと支援の実務及び研究の一助となることを目指すものである。

2 日本政府によるウクライナ避難民に対する支援

(1) 岸田総理による受入れ表明

2022年2月24日、ロシアからウクライナに対するミサイル攻撃や空爆が始まり、ゼレンスキー大統領が戦時体制の導入を宣言した。民主主義国家が相次いでロシアに対する非難声明を上げ、3月2日には国連総会緊急特別会合でロシア非難決議が採択された。同日、岸田総理がウクライナ避難民の日本への受入れを表明した。国連総会緊急特別会合での決議は、193か国中141か国の賛成によるものであったが、中国やインドを含む35か国が棄権するなど、ロシアとの外交関係、経済的依存度が如実に反映される形で各国の立場の違いが明らかになるものでもあった。日本政府は、ウクライナ避難民の受入れ表明時を含め、ウクライナに対する支援については、特にG7との協調に言及している^{*1}。これらのことから、日本のウクライナ避難民の受入れは、G7と足並みを揃えて取り組むウクライナへの人道支援の一環として位置付けられる。

岸田総理は、3月2日時点で「国際社会における重要な局面で、ウクライナの人々との連帯をさらに示すべく、ウクライナから第三国に避難された方々のわが国への受け入れを今後進めていく。まずは親族や知人が日本にいる人たちを受け入れることを想定しているが、それにとどまらず人道的な観点から対応する。」と発言しており、同時点で、後述するように日本国内に身寄りのない避難民の受入れを念頭に置いていたことが分かる。

(2) ウクライナ避難民対策連絡調整会議の設置

2022年3月16日、内閣官房長官を議長、法務大臣及び外務大臣を副議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」が設置された^{*2}。同連絡調整会議の目的は「ウクライナから来日する避難民に対する支援を適時適切に行うため」とされ、同会議には来日を希望する、又は既に来日しているウクライナ避難民に対する支援に関する司令塔としての機能が与えられた。これまでに、2022年3月及び4月の2回開催され、ウクライナ避難民の受入れ及び生活支援についての政府の方針を確認した^{*3}。この方針に従った具体的な生活支援の方策は、会議の下に設置された関係省庁局長級のタスクフォースにおいて議論・調整されることとなっている。

これらトップダウンで決定された支援策は、具体的な施策を所管する省庁において実施されている。後述する日本国内に身寄りのない避難民の一時待機施設での暫定的な受入れやその後の当面の避難生活先に関する地方自治体等へのマッチングは、いずれも出入国在留管理庁が手探りの中の初めての試みとして実施している。

(3) 日本国内に身寄りのない避難民の受入れと一時待機施設

ウクライナ避難民の受入れをめぐる日本政府の対応の中で、一歩踏み込んだ支援といえるのが、日本国内に身寄りのない避難民の受入れである。通常、外国人が「短期滞在」の在留資格で来日を希望する場合、査証申請手続で「身元保証人」の確保が求められる。ここでいう「身元保証人」と

は、査証申請人の日本における滞在が適法に行われることを在外公館長に対し保証する者であり、通常は日本にいる知人や親族であることが多い。よって、これらの人々は、在留邦人の家族や、日本に家族や知人のいるウクライナ人であると考えられる。2021 年末時点で、1915 人のウクライナ人が在留していた^{*4}。今回のウクライナ避難民の受入れに際しては、査証発給申請時の身元保証人を不要とし、日本国内に親族や知人がいなくとも日本での避難生活を希望する人たちを受け入れるという人道的配慮策が採られた。そして、査証発給申請時の身元保証人なくして入国した場合には、通常であれば身元保証人において支援することが求められる住居や経済的支援等について、日本政府が直接支援に当たることとなった。2022 年 3 月 2 日から 2023 年 4 月 12 日までの累計で、2384 人のウクライナ避難民が来日し、うち 250 人は身元保証人なしで入国をしている。

具体的には、身元保証人がいない場合、ウクライナ避難民の入国直後から一時滞在施設での居住、食事、日本語教育や職業相談等の機会の提供、住居のマッチング、生活費・医療費・介護費の支給がなされている。住居のマッチングは、後述のとおり、今回のウクライナ避難民支援における新たな取組である。生活費は、一時滞在施設滞在中は 12 歳以上日額 1000 円、同施設退所後は 12 歳以上日額 2400 円とされている。生活費の支給期間については、当初、一時滞在施設へ入所した日から 180 日間程度の想定とされていたが、現下のウクライナ情勢等を踏まえ、2022 年 9 月 14 日、更に 180 日間の支給継続が決定し、これらの生活費や医療費等は計約 24 億円の予備費によって賄われることとされた。

なお、身元保証人の有無や、入国時期に関わらず、ウクライナからの避難を目的として「短期滞在」の在留資格で来日したウクライナ国籍者又はウクライナに常居所を有する外国人に対しては、その希望に応じ、原則として就労可能な「特定活動（1 年）」での在留が許可される^{*5}。この措置は、ウクライナにおける情勢が改善されていないと認められる間は継続し、在留期間は更新可能とされている^{*6}。

また、ウクライナ避難民に対しては、渡航費用を確保できない場合に適用される渡航支援、地域の日本語教室での日本語教育、ハローワークでの職業相談、オンライン上のマッチングサイトを通じた物資及びサービスの提供、ウクライナ避難民ヘルプデスクにおける専用電話、メールでの相談対応、地方出入国管理官署のウクライナ避難民受入支援担当による相談対応などの支援が行われている。

(4) 地方自治体等へのマッチング

上記(3)で紹介した身寄りのない避難民の受入れに加え、今回のウクライナ避難民の受入れにおいては、日本政府が、政府以外の支援主体との連携を行っているという点も特徴的といえる。その一つが、身寄りのない避難民が、一時滞在施設を退所後に移り住む住居を支援する地方自治体や企業等とのマッチングである。2023 年 4 月 12 日現在、147 世帯 222 人がマッチングを受けて、一時滞在施設を退所して、地方自治体等の提供住居へと転居している。

ウクライナ避難民に対するマッチングは、一時滞在施設中に、避難民の居住環境や必要な支援等についてのヒアリングを行い、そのニーズを可能な限り満たすことのできる地方自治体・企業を探

しながらの個別対応によりなされている^{*7}。第三国定住事業では、2019年まで、ミャンマーやタイの難民キャンプ、マレーシアから、一度に5世帯前後のミャンマー難民を受け入れ、東京都内で日本語教育等を受けた後、基本的には全員で同じ地方自治体へ定住するという方法が採られてきたが、ウクライナ避難民については、個々のニーズによるマッチングという方法が採られている。

3 地方自治体・民間団体によるウクライナ避難民に対する支援

前述のとおり、ウクライナ避難民に対する支援は、日本政府だけでなく、地方自治体や民間団体によっても盛んに行われている。その一例として、東京都と公益財団法人「日本財団」を紹介する。

(1) 地方公共団体による支援の例

東京都には、2023年4月12日現在、47都道府県の中で最も多い602人のウクライナ避難民が在留している。都内在住者が身元保証人となったウクライナ避難民の多くが都内での住居支援及び生活支援を希望しているほか、身元保証人のないウクライナ避難民の中にもマッチングにおいて都内での生活を希望する者がいる。これらのニーズに応えるため、東京都では、ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口を設け、ウクライナ避難民や都内在住のウクライナ人等からの相談を受け付けるとともに、一時滞在施設として2週間程度の滞在ができるホテルの確保、最大700戸の都営住宅・都民住宅の提供などを通じた住まいの支援、さらに自立・安定した生活のための支援を行っている。生活支援の一環として、支援団体と連携し、支援団体が避難民やその家族、支援者を訪問し、ニーズを聴き取って、的確な支援策とマッチングさせる「ポプートヌイク・トーキョー」という取組も行っている^{*8}。東京都の取組は、受入れ数や支援規模の大きさだけでなく、多様なアクターとの連携により、きめ細やかな支援を実施している点でも注目に値する。

(2) 民間団体による支援の例：日本財団

政府以外のアクターで、最大規模の支援を行っている団体として、公益財団法人「日本財団」が挙げられる。日本財団は、2022年4月からウクライナ避難民に対する渡航費・生活費・住居整備費の支援を開始した。渡航費は1人につき上限30万円、生活費は1人につき年間100万円、1家族あたり年間上限300万円、住環境整備費は新たにアパートや公営住宅等に入居する場合に1戸につき一律50万円である。生活費の支援は、最長3年の予定であり、2年目、3年目には改めての申請が必要となる。2022年7月29日には、ウクライナにおける戦況の長期化を踏まえ、生活費等の対象人数を当初の2倍の2000人に拡大し、その支援予定総額を85.8億円まで拡大した。2022年12月7日現在、申請件数は862件1909人、支援決定者は、渡航費支援1313人、生活費支援1555人、住環境整備支援698人となった^{*9}。

これらの支援の対象は、ロシアの侵攻により日本に避難するウクライナ国民で、日本在住の身元保証人がいる者である。大まかにいえば、日本財団は、身元保証人がいるウクライナ避難民、日本政府は身元保証人のないウクライナ避難民に対して経済的支援を行う構造といえる^{*10}。

4 日本における国際的保護を求める外国人の受入れの在り方

(1) インドシナ難民の受入れ・難民条約批准

今回のウクライナ避難民の受入れのように、政府全体で対応した外国からの人道的な受入れとして、先例を挙げるとすれば、ベトナムを中心とするインドシナ難民（ボート・ピープル）の受入れであろう。1975年4月のサイゴン陥落後、翌月には最初のボート・ピープルが日本に到着し、最大時である1979年には年間39万人が来日した。ボート・ピープルの来日について、日本政府は当初、ボート・ピープルがアメリカやカナダなどの第三国への出国を希望していることなどから、日本での滞在は一時的なものとして対応^{*11}に当たったが、アメリカ政府からは日本が主体的に受入れをすることにつき強く要請があった。これを受けて、政府は、1977年に「ヴィエトナム難民対策連絡会議」を立ち上げ、翌1978年になり、日本に一時滞在しているベトナム人の定住許可を開始した^{*12}。日本政府は1981年に難民条約を批准したが、インドシナ難民については、同条約で求められる個別の難民性の審査は行わず、国内での処遇については条約難民に準じた配慮を払うという立場を採っている^{*13}。

以上のように、インドシナ難民への対応は、今回のウクライナ避難民の受入れとは異なり、インドシナ難民が船舶により来日し、その後に、対策が話し合われるという順番であった。当時の国際情勢や出身国からの流出経緯に違いこそあれ、このインドシナ難民への対応に比べると、ウクライナ避難民に対する日本政府の動きは非常に早かったといえる。

なお、難民条約批准については、1975年6月時点で、当時の稲葉修法務大臣が「今日のこの段階で批准をおくらせるべき問題ではない、時期は熟しておるのではないか」という判断を持っておりま

す」と述べてから、実際に批准されるまでにさらに数年を要したという点に言及しておきたい。その要因として、次の二点が挙げられる。一点目は、難民条約が、条約難民に対して国民と同等の社会保障を要求していたことから、国民年金法や児童付与手当法等の国籍要件を撤廃するための法改正が必要であったことである。難民保護が十分でないことは、受入れ国における外国人に対する権利保障が十分になされていないことの現れであるとの指摘（Hathaway, 2005: 147）の裏返しとして、難民条約批准は、日本における外国人の権利保障を前進させる契機となったといえる。二点目は、難民認定事務をどの政府機関に担務させるかについての整理が必要であったことである。最終的には、1981年3月の閣議了解において、財政上の観点から、既存の政府機関が事務を担うとすれば、難民もまた外国人であることから、外国人の出入国を所掌する法務省が適切であるとの結論に至った。この点は、日本の領土に至った者からの難民認定申請を受け付け、日本での在留を許可するという領土的庇護の考え方からは、日本での外国人の在留許可を所掌する法務省への担務には説得性がある（山神, 2007: 207）。他方、法務省は難民認定事務を担務することとなったものであって、難民政策全体については、現在に至るまで、上述の「ヴィエトナム難民対策連絡会議」の後進である「難民対策連絡調整会議」において政府横断的に検討することとされたままとなっている。

(2) 人道配慮による在留許可の始まり

上述の法務大臣の裁量に関して、議論の一つとなる点として、人道配慮による在留許可が挙げられる。法務省は、1991年から、難民認定申請において、難民該当性が認められない場合であっても、人道的な理由から日本での在留を認めるべき者に対する在留許可を開始した^{*14}。人道配慮による在留許可には、本国の情勢等を踏まえて在留を認める場合と、日本人と婚姻し、日本人の実子を監護・養育するなど、本邦での特別な事情を考慮されて在留を認める場合とが含まれている。2017年以降、人道配慮の内訳として、本国の情勢等を踏まえて在留を認めた者の数が公表されている。同年から2020年までは、本国の情勢等を踏まえて在留を認める件数は、本邦での特別な事情を考慮されて在留を認める件数を上回ったことはなかったが、2021年には全体の91%、2022年には97%に及んでいる^{*15}。

本国の情勢等を踏まえた在留許可は、1989年の天安門事件により帰国困難となった多数の中国人を対象とする、現在の「短期滞在」又は「特定活動」に相当する在留資格の付与が萌芽といえる。その後、難民該当性は認められないとしても、本国の情勢等を踏まえ、当面の間の在留を認めるという運用がなされている。今回のウクライナ避難民に対する在留資格「特定活動」の付与による在留許可もこの文脈の中に理解される。在留資格「特定活動」は、法務大臣がその裁量に基づき、個々の外国人について、特に指定する活動を行うために許可するものである。

なお、人道配慮による在留許可は、在留資格がない者に対しては、在留特別許可として与えられる。在留特別許可については、2006年10月に「在留特別許可に係るガイドライン」が策定・公表され、2009年7月に改訂された。当該ガイドラインは、在留特別許可の判断に当たり考慮する事項として、積極要素及び消極要素を例示するものであり、法務大臣の裁量を一義的に拘束するものではないが、一部の地裁・高裁判決では、ガイドラインに記載されている積極要素・消極要素は、重要な検討要素になるものであるとされている^{*16}。

これらの人道配慮による在留許可は、難民条約による保護の範囲外に位置する庇護申請者を庇護するものとして機能しているといえる。法務大臣の裁量に委ねられる在留許可の在り方については、例えば法令で要件を定めているEU各国の「補充的保護」(subsidiary protection)と比べ、様々な場面に適応可能という意味で柔軟性があるとの評価と、その反面、要件や効果が不明確であるとの批判がある (Aycock and Hashimoto, 2021: 23)。

(3) 入管法改正法案(2021年2月19日閣議決定)における「補充的保護」

上述のとおり、難民条約による保護の範囲外に位置する庇護申請者に対する庇護としての在留許可については、要件及び効果についての法令の規定がないことが問題視されてきた。そのような中、2021年に内閣提出法案として提出された入管法改正法案には、条約難民に該当しないものの、難民に準じて保護すべき外国人を「補充的保護対象者」として保護することが盛り込まれた。同法案では、補充的保護対象者は、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約で定められた理由であること以外の要件を満たす者と定義されている。補充的保護対象者は、難民と同じく、一定の除外事由に該当する場合を除き「定住者」の在留資格が与えられることや、条約難民

に準じた取扱いとして在留資格の取消し等の規定が設けられた。他方、現状は閣議了解等に基づき条約難民及び第三国定住難民に提供されている定住支援については、引き続き法定事項とはされおらず、これについては現行法体系により対応可能であり、基本的には国・地方自治体の責務である給付行政の一環としての予算措置により対応可能であろう。同法案は、国会開会中に起きた名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案の原因追及の声に押される形で廃案となった。今回のウクライナ避難民の受入れは、彼・彼女らに対する在留許可の措置や生活支援の積み重ねも参考にしながら、戦争から避難する人々を庇護するという点で有益なものとして理解されるだろう。

5 結 び：今後の課題

ウクライナ避難民の受入れと支援を考える上では、「補完的保護」の導入により、ウクライナに限らず、現下の国際情勢において、各地で生じている戦争や内戦を逃れてきた外国人に対して、条約難民に準じた保護を与えることが必要であると考えられる（滝澤，2022：325）。政府は、今後、「補完的保護」を含む入管法改正法案を提出する準備を進めているとのことである^{*17}。そこで、最後に、2021年改正法案で規定された「補完的保護」に関する主な指摘等を整理しておきたい。

まず、補完的保護の要件について、迫害の理由が難民条約で定められた5つの理由に限られないことを除けば、条約難民と同じ基準が求められるという点について、紛争地における無差別な暴力などから逃れてきた者を漏れなく対象とすることができるかという点が挙げられる（日本弁護士連合会，2021：18）。他方、2021年法案以前から、武力紛争から逃れてきた避難民であっても、難民性が否定されるものではなく、条約難民として認定される可能性があるという前提を欠いた議論を問題視する指摘^{*18}もある（阿部，2017：89-91）。

また、難民不認定となった者に対する在留特別許可に関する規定（現行法第61条の2の2第2項）が2021年改正法案では削除されているところ、補完的保護対象者には該当しないものの、現行の人道配慮によっては庇護される者が引き続き庇護される仕組みとなっていないのではないかという点が挙げられる（難民支援協会，2021）。

さらに、2022年5月10日^{*19}に立憲民主党を中心とした野党が共同提出した難民等保護法案では、条約難民及び補完的保護対象者の認定主体を独立行政委員会とすることや、補完的保護の対象を、戦争等を逃れた者に加え、ノン・ルフールマン原則により保護される者までに拡大している。加えて、条約難民、補完的保護対象者及び無国籍者を「難民等」として、これらの者に対する生活上の支援に関する理念や生活維持費の支給等についても規定が盛り込まれている。

これらの指摘等については、その妥当性を含めて吟味が必要であるが、今後「補完的保護」を通じた適正な保護の実現に向けて、引き続き議論を深めていく必要があるものとする。

*1 岸田首相による記者会見、国会答弁で繰り返し述べられている。G7では、毎年開催されるサミットのほかに、

- ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対応するため、2022年2月以降、首脳級のテレビ会議の開催や首脳声明の発出など、例年にないペースでの意見交換・意見表明を行っている (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/index.html>, 2022年11月13日アクセス)。
- *2 設置根拠及び開催状況は、内閣官房ホームページ参照 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ukraine_hinanmin_taisaku/index.html, 2022年11月13日アクセス)。
 - *3 2022年11月17日参議院・法務委員会 小玉大輔政府参考人答弁参照。
 - *4 在留外国人統計 (2021年12月調査) で発表された、3か月以下の在留資格を有する者等を含む総在留外国人のうち、ウクライナ人数を指す。在留資格別では、「永住者」(947人) が最多であり、「日本人の配偶者」(260人)、「技術・人文知識・国際業務」(193人)、「定住者」(136人)、「家族滞在」(102人)、「留学」(63人) などが多い (https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html, 2022年11月13日アクセス)。
 - *5 政府は、2022年3月2日以降に来日した「ウクライナ避難民」に対して、住居支援や生活費などの支援を行っている。なお、この支援の対象は、入国時期に指定があるため、在留許可の対象者と必ずしも一致しないが、ウクライナ国籍者に限定されないという点では一致している。
 - *6 このような在留手続を通じた措置は、今般のウクライナに限らず、2011年に始まったシリア内戦から逃れるために空路で日本に到着したシリア人等にも適用されている。戦争・紛争の特徴でもある暴力が一般化した状況 (generalized violence) という形態が通例において難民条約上の迫害に該当するものではないことから、難民認定申請によることなく人道的配慮により、本国情勢の改善が認められるまで在留継続が認められるものである (なお、人道配慮による在留許可については4(2)で後述する)。
 - *7 第208回国会・参議院法務委員会第13号 (令和4年5月19日) における西山政府参考人答弁参照 (国会会議録検索システムから入手: <https://kokkai.ndl.go.jp/text/120815206X01320220519/60>, 2022年11月19日アクセス)。
 - *8 「ポブートスィク」は、ウクライナ語で「寄り添う伴走者」の意味。公益財団法人「日本YMCA同盟」ホームページ参照 (<http://christianpress.jp/ymca0813/>, 2022年11月19日アクセス)。
 - *9 日本財団ホームページ参照 (https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/support_ukraine, 2022年12月11日アクセス)。なお、日本財団によるウクライナ避難民への生活費等の支援は、2023年3月9日で申請数が上限に達したため、申請の受付は終了している。
 - *10 日本財団は、ウクライナ避難民に対する経済的支援に加え、地域におけるウクライナ避難民の受入れ態勢の整備のため、避難民の受入れや生活支援を行う非営利団体への助成プログラムなどの支援も行っている。
 - *11 インドシナ難民に関連する最初の閣議了解は、「ベトナム、カンボジア人留学生に対する緊急救護措置について」(昭和50年6月24日) であり、インドシナ難民よりも先に、従前から日本で在留していた留学生への対応が取られた。
 - *12 定住許可は、当初はベトナム人に限った対応であったが、1979年には、インドシナ難民全体を対象を広げるとともに、会議の名称は「インドシナ難民対策連絡調整会議」と改称された。この会議は、2002年には「難民対策連絡調整会議」と改称され、現在まで、条約難民に対する定住支援及び第三国定住難民の受入れに関する連絡調整を行うための会議体として機能している。
 - *13 外務省ホームページ参照 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html>, 2022年11月20日アクセス)。
 - *14 山神によれば、法務省では、1991年まで、難民性が認められない難民認定申請者に対しては、在留許可を与えることはできないとの理解がなされていた (山神, 2007: 51)。
 - *15 出入国在留管理庁ホームページから参照可能 (https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukoku_kanri01_00010.html, 2023年4月16日アクセス)。
 - *16 大阪高判平成25年12月20日判時2238号3頁等。
 - *17 2023年3月7日、政府は改めて入管法改正法案を閣議決定し、同法案は2023年4月13日から国会審議が開始されている。本稿の主題となる「補完的保護」に関しては、2021年の改正法案の内容からの本質的な変更はないと考えられる。2023年の改正法案については別稿において検討したい。
 - *18 阿部は、「国際人権ひろば No.164」(2022年7月発行号) で、ウクライナ避難民についても同旨の見解を表明している (<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2022/07/post-201936.html>, 2022年11月26日アクセス)。

*19 立憲民主党を中心とする野党（立憲民主党、国民民主党、共産党、沖縄の風、れいわ新選組、社会民主党）は、2021年2月18日にも難民等保護法案を提出しており、2022年5月に提出された法案は2021年提出法案の更新版とされる（https://cdp-japan.jp/news/20220422_3554, 2022年11月26日アクセス）。

《参考文献》

- 阿部浩己, 2017「難民認定の現代的位相——『難民認定制度の運用の見直し』に寄せて」『神奈川法学』49巻1・2・3号, 73~100頁
- 滝澤三郎, 2022「日本の難民政策の最近の変化と課題」滝澤三郎・山田満編著『難民を知るための基礎知識——政治と人権の葛藤を越えて』明石書店, 320~330頁
- 難民支援協会, 2021「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見」(https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2021/02/opinion_amlaw21/, 2022年12月11日アクセス).
- 日本弁護士連合会, 2021「出入国管理及び難民認定法改正案に関する意見書」(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210318_7.pdf, 2022年12月11日アクセス).
- 山神進, 2007『我が国と難民問題——昨日－今日－明日』日本加除出版
- Aycock, B. and Hashimoto, N., 2021, Complementary Protection in Japan: To What Extent Does Japan Offer Effective International Protection for Those Who Fall Outside the 1951 Refugee Convention?, *Laws* 10(1: 16), pp. 1-27.
- Hathaway, J. C., 2005, *The Rights of Refugees Under International Law*, Cambridge University Press.

Current Situation and Issues Concerning Reception and Support for Ukrainian Evacuees in Japan

ENDO Rie

Meijo University

Key Words: Ukrainian evacuee, reception support

Following Russia's military aggression against Ukraine on February 24, 2022, Japan began accepting the evacuees from Ukraine in March of the same year. The government-led reception of the evacuees from Ukraine is unprecedented, particularly for the government's initiative to actively accept evacuees who do not have guarantor in Japan. In addition, a wide range of donors, including local governments and private organizations, have pledged their support, and the Japanese government is actively trying to cooperate with these donors. In further considering the reception and support of evacuees in Ukraine, it is necessary to provide foreigners fleeing war, not only in Ukraine, with protection similar to that provided to Convention Refugees through the introduction of Complementary Protection.